

県有財産貸付契約書（案）

貸付人 滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と借受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は次のとおりとする。

所在地：大津市京町三丁目 226-1 の一部、大津市京町三丁目 226-2、大津市梅林一丁目 207-1

区 分：土 地

数 量：1,953 m²

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和7年9月1日から令和8年8月31日までとする。

2 ただし、滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（わたSHIGA輝く国スポ・障スポ）に伴い、甲が貸付対象地を駐車場として全面使用する予定がある。この期間においては、乙は甲に無償で貸付対象地を使用させることとする。なお、使用期間については、4日間（いずれも令和7年10月）を見込んでおり、別途甲から乙へと通知する。

（使用目的）

第4条 乙は、貸付物件を貸し駐車場用地（平面利用に限る。）として自ら使用するとともに、善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

（貸付料）

第5条 貸付料は金 円とし、甲が発行する納入通知書により、その指定の期日までに支払わなければならない。

2 乙の責に帰すことのできない事由により、乙が貸付物件を使用収益することができなくなった場合において貸付物件の返還があったとき、貸付物件の全部が滅失その他の理由により使用および収益をすることができなくなったことにより貸付契約が終了したとき、または第12条第2項の規定に基づく契約の解除があったときの貸付料は、月割計算により算出した金額とすることができる。

（遅延損害金）

第6条 乙が前条第1項の規定による指定期日までに貸付料を支払わなかったときは、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第235条の規定により計算した遅延損害金を徴収する。

2 甲は、やむを得ない事情があると認めるときは、これを免除することができる。

（貸付料の改定）

第7条 甲は、貸付物件の価格が著しく上昇したとき、甲が貸付物件について特別の費用を負担したとき、その他正当な理由があると認めるときは、貸付期間中であっても貸付料を増額するものとし、その金額については甲から通知する。

（契約不適合）

第 8 条 乙は、貸付物件の引渡し後、貸付物件が本契約の内容に適合しない状態（以下「不適合」という。）があることを発見したときは、甲に対して、その不適合の補修または不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲が不適合に係るこれらの責任を負うのは、乙がその不適合を知ったときから 1 年以内に乙から通知を受けた場合に限る。

2 乙は、甲が前項の請求に応じない場合は、甲に対し、当該不適合の程度に応じて貸付料の減額を請求することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第 9 条 乙は、予め甲の書面による承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、または貸付物件を転貸してはならない。

（増改築等の変更）

第 10 条 乙は、貸付物件上に、現に存する乙所有の建物その他工作物を増改築し、または新たに工作物を設置しようとするとき、その他貸付物件の原状を変更しようとするときは、事前に書面により甲の承認を受けなければならない。

（実地調査等）

第 11 条 甲は、貸付物件について随時に調査し、または乙に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはならない。なお、調査には土地返還後に甲が計画している医療福祉拠点整備事業に先立ち甲が実施する調査を含む。

2 前項の調査を実施する場合は、甲は乙に対し、現地調査実施 30 日前までに、調査実施期間および調査実施場所を連絡しなければならない。

3 当該調査において、甲または調査関係者が誤って乙の資産及び乙の駐車場利用者に損害を与えた場合については、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（契約の解除）

第 12 条 甲は、乙が本契約に定めるいずれかの義務を履行しないときは、乙自らの責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、何らの通知および催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。

2 甲は、貸付期間中に国または県もしくは他の地方公共団体その他公共団体において、医療福祉拠点整備事業等、公用または公共の用に供する必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙（自社の役員等実質的に営業に関与している者を含む。）が次のいずれかに該当する場合は、何らの通知および催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。

（1）暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）

（2）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団（滋賀県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員等を利用している者

（3）暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

（4）暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（5）前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

4 甲は、乙が第 1 項または前項の規定による本契約の解除によって損害を受けること

があっても、賠償の責を負わない。

（原状回復）

第 13 条 乙は、貸付期間が満了したとき、または前条の規定により契約を解除されたときは、貸付物件を原状に回復した上で本契約終了時まで返還しなければならない。

2 乙は、原状回復の程度について甲から指示があった場合は、その指示のあった程度までの回復とすることができる。

（損害賠償等）

第 14 条 乙は、乙の責に帰する事由により貸付物件を滅失またはき損したとき、その他本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、貸付物件を原状に回復するとともに、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等）

第 15 条 乙は、貸付期間の満了または第 12 条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が貸付物件について支出した必要費および有益費があっても、甲に対しその償還を請求することができない。

（契約の費用）

第 16 条 本契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（期間の更新）

第 17 条 貸付物件において甲が計画している医療福祉拠点整備事業の進捗状況等により、甲が貸付期間満了後も継続して貸し駐車場として貸付を行う場合において、乙が引き続いて貸付物件を賃借しようとするときは、貸付期間満了前 60 日までに書面をもって甲に申請しなければならない。

2 前項に定める期間の更新を行う場合、乙は貸し駐車場の運営状況について報告を行うとともに、駐車場の維持管理運営環境を向上させるために甲と乙は、協議を実施することとし、合わせて更新後の貸付料について、両者で確認を行う。なお、期間の更新を行う年に固定資産評価替えが行われていれば、更新にあたり固定資産評価額の変動を加味した形で貸付料を改定する。

（疑義の決定）

第 18 条 本契約に関し疑義を生じたとき、または本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 （貸付人） 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月大造

乙 （借受人）